別紙様式第8号(2)(第202条第5項第3号関係)

(日本産業規格A4)

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度(　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)

農業協同組合連合会名

所在地

年　　月　　日

殿

農業協同組合連合会名

代表理事　　氏名

所在地

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで当連合会及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第1　事業概況書
　1　事業の概況
　2　子会社等の状況
第2　連結貸借対照表
第3　連結損益計算書
第4　連結剰余金計算書
第5　連結キャッシュ・フロー計算書
第6　連結注記表

(記載上の注意)

1　連結業務報告書の各様式に記載する金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、農業協同組合連合会(以下連結業務報告書において「連合会」という。)の資産総額が五百億円以上の場合にあっては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。

2　連結業務報告書に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

3　連合会及び子会社等(農業協同組合法(以下連結業務報告書において「法」という。)第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下連結業務報告書において同じ。)の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、連結業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第1　事業概況書

第　　年度(　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)事業概況書

1　事業の概況

(記載上の注意)

連合会及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　子会社等の状況

子会社等数の増減

| | 前　期　末 | 当　期　末 | 当期増減(△) |
|---|---|---|---|
| 子　会　社 | | | |
| 子　法　人　等 | | | |
| 関　連　法　人　等 | | | |
| 合　計 | | | |

(記載上の注意)

1　「子会社」とは法第11条の2第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは第203条第1号に規定する子法人等であるもの(同法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。)を、「関連法人等」とは第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。以下連結業務報告書において同じ。

2　子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3　子会社、子法人等、関連法人等のそれぞれごとの会社名を欄外に注記すること。

第2　連結貸借対照表

第　　年度(　　年　　月　　日現在)連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| (資　産　の　部) | | (負　債　の　部) | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金 | | 支払手形 | |
| 預金 | | 短期借入金 | |
| 受取手形 | | 事業未払金 | |
| 有価証券 | | 事業未精算債務 | |
| 事業未収金 | | 雑負債 | |
| 事業未精算債権 | | 賞与引当金 | |
| 棚卸資産 | | 繰延税金負債 | |
| 雑資産 | | 固定負債 | |
| 繰延税金資産 | | 長期借入金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 退職給付に係る負債 | |
| 固定資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 有形固定資産 | | 長期未払法人税等 | |
| 建物 | | 長期金銭債務 | |
| 構築物 | | 雑負債 | |
| 機械装置 | | 長期繰延税金負債 | |
| 土地 | | 負　債　の　部　合　計 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| リース資産 | | （純　資　産　の　部） | |
| 建設仮勘定 | | 出資金 | |
| その他の有形固定資産 | | 資本剰余金 | |
| 減価償却累計額 | △ | 利益剰余金 | |
| 無形固定資産 | | 子会社の所有する親連合会出資金 | △ |
| のれん | | | |
| リース資産 | | 会　員　資　本　合　計 | |
| その他の無形固定資産 | | その他有価証券評価差額金 | |
| 外部出資その他の資産 | | 繰延ヘッジ損益 | |
| 外部出資 | | 為替換算調整勘定 | |
| 長期保有有価証券 | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| 長期金銭債権 | | 評価・換算差額等合計 | |
| 長期前払費用 | | 非支配株主持分 | |
| 退職給付に係る資産 | | 純　資　産　の　部　合　計 | |
| 長期繰延税金資産 | | | |
| 貸倒引当金 | △ | | |
| 外部出資等損失引当金 | △ | | |
| 繰延資産 | | | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5(「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1)を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3　連結損益計算書

第　　年度（　年　月　日から<br>年　月　日まで）連結損益計算書

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 1　事業総利益(又は事業総損失) | ××× |
| 2　事業管理費 | ××× |
| (1)　人件費 | ××× |
| (2)　業務費 | ××× |

| | | |
|---|---|---|
| (3)　諸税負担金 | ×××<br>×××<br>××× | |
| (4)　施設費 | | |
| (5)　その他の費用 | | |
| 事業利益(又は事業損失) | | ××× |
| 3　事業外収益 | | ××× |
| (1)　受取利息 | ××× | |
| (2)　受取出資配当金 | ××× | |
| (3)　持分法による投資益 | ××× | |
| (4)　その他の事業外収益 | ××× | |
| 4　事業外費用 | | ××× |
| (1)　支払利息 | ××× | |
| (2)　持分法による投資損 | ××× | |
| (3)　その他の事業外費用 | ××× | |
| 経常利益(又は経常損失) | | ××× |
| 5　特別利益 | | ××× |
| (1)　固定資産処分益 | ××× | |
| (2)　負ののれん発生益 | ××× | |
| (3)　その他の特別利益 | ××× | |
| 6　特別損失 | | ××× |
| (1)　固定資産処分損 | ××× | |
| (2)　減損損失 | ××× | |
| (3)　その他の特別損失 | ××× | |
| 税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失) | | ××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× | |
| 法人税等調整額 | ××× | |
| 法人税等合計 | | ××× |
| 当期利益(又は当期損失) | | ××× |
| 非支配株主に帰属する当期利益(又は非支配株主に帰属する当期損失) | | ××× |
| 当期剰余金(又は当期損失金) | | ××× |

(記載上の注意)

1　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

3　法人税、住民税及び事業税の科目に記載する金額のうちに国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記すること。

第4　連結剰余金計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から<br>　　年　　月　　日まで）連結剰余金計算書

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| （資本剰余金の部） | |
| 1　資本剰余金期首残高 | |
| 2　資本剰余金増加高 | |
| ・　・　・ | |
| 3　資本剰余金減少高 | |
| ・　・　・ | |
| 4　資本剰余金期末残高 | |
| （利益剰余金の部） | |
| 1　利益剰余金期首残高 | |
| 2　利益剰余金増加高 | |
| 当期剰余金 | |
| ・　・　・ | |
| 3　利益剰余金減少高 | |
| 配当金 | |
| ・　・　・ | |
| 4　利益剰余金期末残高 | |

（記載上の注意）

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5　連結キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から<br>　　年　　月　　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］　　（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 1　事業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 事業収入 | |
| 原材料又は商品の仕入れによる支出 | |
| 人件費の支出 | |
| 事業分量配当金の支払額 | |
| その他の事業支出 | |

| | |
|---|---|
| 小　　計 | |
| 利息及び配当金の受取額<br>利息の支払額<br>……<br>法人税等の支払額 | |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 2　投資活動によるキャッシュ・フロー<br>有価証券の取得による支出<br>有価証券の売却による収入<br>有形固定資産の取得による支出<br>有形固定資産の売却による収入<br>長期保有有価証券の取得による支出<br>長期保有有価証券の売却による収入<br>貸付けによる支出<br>貸付金の回収による収入<br>…… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 3　財務活動によるキャッシュ・フロー<br>短期借入れによる収入<br>短期借入金の返済による支出<br>長期借入れによる収入<br>長期借入金の返済による支出<br>出資の増額による収入<br>出資配当金の支払額<br>…… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 4　現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 5　現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | |
| 6　現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 7　現金及び現金同等物の期末残高 | |

［間接法により表示する場合］　　（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 1　事業活動によるキャッシュ・フロー<br>税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)<br>減価償却費<br>減損損失<br>貸倒引当金の増減額(△は減少)<br>受取利息及び受取配当金 | |

| | |
|---|---|
| 支払利息<br>為替差損益(△は益)<br>有形固定資産処分損益(△は益)<br>売上債権の増減額(△は増加)<br>棚卸資産の増減額(△は増加)<br>仕入債務の増減額(△は減少)<br>事業分量配当金の支払額<br>…… | |
| 小　　計 | |
| 利息及び配当金の受取額<br>利息の支払額<br>……<br>法人税等の支払額 | |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 2　投資活動によるキャッシュ・フロー<br>有価証券の取得による支出<br>有価証券の売却による収入<br>有形固定資産の取得による支出<br>有形固定資産の売却による収入<br>長期保有有価証券の取得による支出<br>長期保有有価証券の売却による収入<br>貸付けによる支出<br>貸付金の回収による収入<br>…… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 3　財務活動によるキャッシュ・フロー<br>短期借入れによる収入<br>短期借入金の返済による支出<br>長期借入れによる収入<br>長期借入金の返済による支出<br>出資の増額による収入<br>出資配当金の支払額<br>…… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 4　現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 5　現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | |
| 6　現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 7　現金及び現金同等物の期末残高 | |

(記載上の注意)

1　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第6　連結注記表

（記載上の注意）

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>注　　記　　事　　項</th></tr>
<tr><td>連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</td><td>連合会及びその子会社等について連結して作成する連結計算書類に関する下記の事項を記載すること。<br>(1)　連結の範囲に関する事項<br>(2)　持分法の適用に関する事項<br>(3)　連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項<br>(4)　のれんの償却方法及び償却期間<br>(5)　剰余金処分項目等の取扱いに関する事項<br>(6)　連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲</td></tr>
<tr><td>継続組合の前提に関する注記</td><td rowspan="18">1　第4章第3節第5款(第127条第1項第9号及び第128条第1号を除く。)に規定する事項に準じて記載すること。<br>2　「重要な会計方針に係る事項に関する注記」については、子会社等が採用した会計方針のうちに連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>重要な会計方針に係る事項に関する注記</td></tr>
<tr><td>会計方針の変更に関する注記</td></tr>
<tr><td>表示方法の変更に関する注記</td></tr>
<tr><td>会計上の見積りに関する注記</td></tr>
<tr><td>会計上の見積りの変更に関する注記</td></tr>
<tr><td>誤謬（びゅう）の訂正に関する注記</td></tr>
<tr><td>連結貸借対照表に関する注記</td></tr>
<tr><td>連結損益計算書に関する注記</td></tr>
<tr><td>金融商品に関する注記</td></tr>
<tr><td>有価証券に関する注記</td></tr>
<tr><td>退職給付に関する注記</td></tr>
<tr><td>税効果会計に関する注記</td></tr>
<tr><td>賃貸等不動産に関する注記</td></tr>
<tr><td>合併に関する注記</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| 新設分割に関する注記 | |
| 重要な後発事象に関する注記 | |
| 収益認識に関する注記 | |
| その他の注記 | |